

「平成27年度税制改正大綱」
(自由民主党・公明党、平成26年12月30日)
における要望実現項目

平成27年1月
公益社団法人 日本医師会

[重点項目P]は、「平成27年度医療に関する税制改正要望 重点項目改訂版」に掲載されたP番号
[意見P]は、「平成27年度医療に関する税制に対する意見改訂版」に掲載されたP番号

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
(事業税)

[重点項目P. 5]

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【税制改正大綱 126 - 127 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得(自由診療分)の課税

個人：事業主控除(290万円)を差引後の所得に対して標準税率(5%)による課税

法人：事業税の標準税率(地方法人特別税との合算税率(*1))

区 分	普通法人 (資本金1億円以下)	特別法人 (医療法人) (*2)
所得400万円以下の金額	4.8688%	4.8688%
所得400万円超800万円以下の金額	7.3032%	6.5872%
所得800万円超の金額	9.5944%	6.5872%

*1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

*2 特別法人：医療法人、農協、生協、労働金庫、信用金庫等

(2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。
(所得税・法人税)

[重点項目 P. 17]

- ・特例措置の存続が認められたもの。

(参 考) 所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は対象外。

・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

二 制度の創設

(1) 福島再開投資等準備金制度。
(所得税・法人税)

[重点項目 P. 1]

- 福島復興再生特別措置法の改正を前提に、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成23年3月11日において事業所を有していた法人で同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けたものが、積立期間内の日を含む各事業年度において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された投資予定額の2分の1相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたとき

は、その積み立てた金額は、損金算入できることとする。

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける減価償却資産の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日を含む事業年度の翌事業年度から3年間でその2年を経過する日を含む事業年度終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する（所得税についても同様とする。）。

（注）上記の「積立期間」とは、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する資金の積立期間をいう。

上記に伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている法人の積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の実施区域に係る企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日より後である場合には、その法人に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期間の末日は、その積立期間の末日の翌日以後2年を経過する日とする。ただし、その5年を経過する日後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、適用できることとする（所得税についても同様とする。）。

（注）上記の「一定の規模以上のもの」とは、一の設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械装置で一の設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものをいう。

【税制改正大綱 72-73 頁 記載】

<p>（2）事業所内保育事業の固定資産税等非課税。 （固定資産税・都市計画税・不動産取得税・事業所税）</p>

[重点項目P. 11の①]

- 事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。

【税制改正大綱48頁 記載】

- 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）

の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。

【税制改正大綱48頁 記載】

- 事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。

【税制改正大綱49頁 記載】

- 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋（他の用途に供されていないものに限る。）に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。

【税制改正大綱49頁 記載】

- 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

【税制改正大綱51頁 記載】

三 適用期限の延長等

(1) 高度な医療の提供に資する機器又は先進的な機器に係る特別償却制度の適用期限延長。(医療の安全の確保に資する機器に係る特別償却制度は廃止。)
(所得税・法人税)

[重点項目P. 15]

- 医療用機器等の特別償却制度について、高度な医療の提供に資する機器又は先進的な機器に係る措置の対象資産の見直しを行い、医療の安全の確保に資する機器に係る措置を除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

【税制改正大綱77頁 記載】

(参 考) 医療用機器に係る特別償却制度の概要（現行）

(1) 医療用機器の特別償却率

- | | |
|------------------------|-----|
| ① ②以外の医療用機器（注1） | 12% |
| ② 医療の安全確保に資する医療用機器（注2） | 16% |

(2) 適用対象となる取得価額

(1) ①の医療用機器 500万円以上

(1) ②の医療用機器 規定なし

(注1)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

(注2)

- ・医療に係る事故を防止する機能を有する人工呼吸器その他の医療の安全の確保に著しく資する機械及び装置並びに器具及び備品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

**(2) 子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）の適用期限延長。
（所得税・法人税）**

[重点項目P. 11の②]

- 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度について、対象法人に次世代育成支援対策推進法の特例基準適合認定を受けた法人を加え、対象資産を一般事業主行動計画に記載された器具備品、車両運搬具並びに建物及び建物附属設備で、次世代育成支援対策に資する一定のものとし、割増償却率（現行 認定事業年度 32%）につき次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

① 器具備品及び車両運搬具

- イ 基準適合認定 認定事業年度 18%（中小事業主にあっては、24%）
- ロ 特例基準適合認定 認定事業年度以後3年間 12%

② 建物及び建物附属設備

- イ 基準適合認定 認定事業年度 24%（中小事業主にあっては、32%）
- ロ 特例基準適合認定 認定事業年度以後3年間 15%

(注) 上記の「中小事業主」とは、一般事業主行動計画の届出が努力義務とされている一般事業主（常時雇用労働者数 100 人以下のもの）をいう。次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度の適用期限を 1 年延長する。

【税制改正大綱 74 頁 記載】

(参 考) 子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制、所得税・法人税）（現行）
次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の 32% の割増償却ができる。

(適用期限：平成 27 年 3 月 31 日)

* 「くるみん」とは…次世代認定マークの愛称

次世代育成支援対策推進法により、従業員数が 101 人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知が義務づけられている。

この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、申請を行うことで、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定をうけることができる。

認定を受けた企業は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品等に表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできる。

四 制度の改善

(1) 旧 3 級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率廃止。
(たばこ税・地方たばこ税)

[重点項目 P. 13 下段]

○ 旧 3 級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を廃止する。

(注) 上記の「旧 3 級品」とは、専売納付金制度下において 3 級品とされていた紙巻たばこをいう。

【税制改正大綱 88 頁 記載】

(2) 法人税率の引き下げ。

(法人税)

[意見P. 21上段]

- 法人税の税率を23.9%（現行25.5%）に引き下げ、法人の平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

(注1) 中小法人の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、2年延長する。また、中小法人の軽減税率（19%）は、引き続き、中小法人課税全体の見直しの中で検討する。

(注2) 公益法人等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%等）の適用期限は、2年延長する。また、公益法人等の軽減税率（19%等）は、引き続き、公益法人等課税全体の見直しの中で検討する。

(注3) 協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%等）の適用期限は、2年延長する。また、協同組合等の軽減税率等（19%等）は、引き続き、協同組合等課税全体の見直しの中で検討する。

【税制改正大綱60頁 記載】

(参 考) 法人税率(現行)

(区分)	(税率)
① 普通の医療法人	25.5%
(中小の医療法人で年800万円以下の所得)	15%)
② 特定医療法人	19%
(年800万円以下の所得)	15%)

(注) 中小の医療法人とは、出資金額1億円以下の医療法人を指す。

五 検討事項

(1) 医療に係る消費税の課税のあり方の検討。

(消費税)

[重点項目P. 2-3]

- 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行う。税制上の措置については、こうした取組みを行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

【税制改正大綱125頁 記載】

(2) 個人事業者の事業承継に係る税制措置の検討。

(相続税・贈与税)

[意見P. 8]

- 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人と異なり、対象とすべき事業用資産とそれ以外の資産の区分が明確でなく、それを客観的に区分することも困難であること、株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められている法人の事業承継とは異なること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

【税制改正大綱125頁 記載】

六 関連項目

(1) 消費税の軽減税率制度を税率10%時に導入。

(消費税)

- 消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

【税制改正大綱9頁 記載】

(2) 社会医療法人の認定要件の見直し。

- 医療法等の改正により社会医療法人制度における次の認定要件の見直しが行われることを前提に、その見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とする。
 - ① 病院及び診療所が所在する全ての都道府県において救急医療等確保事業に係る業務を行っていることとの要件について、医療法人の基幹的な病院が所在する二次医療圏と隣接する市町村であってその病院が所在する都道府県以外の都道府県に属するものにその医療法人の診療所が所在し、かつ、その病院が所在する都道府県及びその診療所が所在する都道府県の医療計画にこれらの都道府県境周辺地域における医療提供・連携体制の確保のために必要な事項が記載されている場合において、その医療法人がその病院において救急医療等確保事業に係る業務を行っているときは、その要件を満たすものとする。
 - ② へき地診療所への医師派遣又はへき地への巡回診療を年間53日以上実施することとの要件について、へき地医療拠点病院への医師派遣及びそのへき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣又はへき地への巡回診療をそれぞれ純増で年間106日以上実施すること等を加えた上、その要件との選択とする。

【税制改正大綱80－81頁 記載】

(3) 医療法人の分割制度創設に対する税制措置。

- 医療法の改正により医療法人の分割制度が創設されることを前提に、資本又は出資を有しない法人については、共同事業を行うための適格分割の要件判定に際し、株式継続保有要件を除外して判定する。

【税制改正大綱81頁 記載】

(4) 大法人(医療法人については持分ありのうち出資金1億円超であるもの)について欠損金の繰越控除制度の縮減。

(法人税)

- 大法人(医療法人については持分ありのうち出資金1億円超であるものが該当)について、欠損金の繰越控除制度の縮減の措置が講じられた。

以上